（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第三条　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
（削る）	第一章の二　特別特定機械等（第二条の二）
第二章～第八章　（略）	第二章～第八章　（略）
附則	附則
（削る）	**第一章の二**　特別特定機械等
（削る）	（特別特定機械等）
（製造許可）	**第二条の二**　労働安全衛生法（以下「法」という。）第三十八条第一項の厚生労働省令で定める特定機械等は、ボイラー（小型ボイラーを除く。次章において同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。第三章において同じ。）とする。
第三条　ボイラー（小型ボイラーを除く。この章において同じ。）を製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。	（製造許可）
2　前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第一号）にボイラーの構造を示す図面並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該ボイラーの設計について、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（以下「製造許可基準」という。）のうち当該特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（この章及び第三章において「設計審査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、ボイラーの構造を示す図面並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。	**第三条**　ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。
一　法第三十七条第三項の登録設計審査等機関（以下「登録設計審査等機関」という。）のうち当該ボイラーを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類	2　前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第一号）にボイラーの構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
二　次の事項を記載した書面	一　強度計算
イ　ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数	（新設）
ロ　工作責任者の経歴の概要	二　ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
ハ　工作者の資格及び数	三　工作責任者の経歴の概要
ニ　溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果	四　工作者の資格及び数
三　強度計算その他設計審査に必要な事項を記載した書面	五　溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果
（設計審査）	（新設）
第三条の二　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、ボイラー設計審査申請書（様式第一号の二）にボイラーの構造を示す図面及びボイラーの強度計算その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。	（新設）
2　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行つた設計審査の結果を記載したボイラー設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。	（新設）